（感度試験）

第十二条　ヘッドは、次の表の上欄に掲げる標示温度区分及び同表中欄に掲げる種別に応じ、同表下欄に掲げる試験条件で水平気流に投入した場合において、次の式により算出される時間以内で作動するものでなければならない。

［表略］

$$t=\tau\times\log_e\left(1+\frac{\theta-\theta r}{\delta}\right)$$

t　作動時間（秒）

τ　時定数（秒）　一種のものにあつては五十（有効散水半径（以下「r」という。）二・八のものにあつては四十）、二種のものにあつては二百五十

θ　ヘッドの標示温度（度）

θr　投入前のヘッドの温度（度）

δ　気流温度と標示温度との差（度）

2　カバー付ヘッドにあつては、前項の試験を行つた場合、カバーはヘッドの作動より早く離脱し、カバーに接点を有するものにあつては、離脱した旨の信号を発するものでなければならない。

（散水分布試験）

第十四条　ヘッドの散水分布は、〇・一メガパスカルから一メガパスカルまでの範囲の放水圧力で放水した場合、次の各号に適合するものでなければならない。

一　標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）は、別図二に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

イ　ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採水ますの採水量の平均値の分布曲線が、r二・三のものにあつては別図三に、r二・六のものにあつては別図四に、r二・八のものにあつては別図四の二に示す散水分布曲線より上にあること。

ロ　全放水量の六十パーセント以上が、r二・三のものにあつてはヘッドの軸心を中心とする半径（以下この号において「半径」という。）三百センチメートル、r二・六のものにあつては半径三百三十センチメートル、r二・八のものにあつては半径三百六十センチメートルの範囲内に散水し、かつ、同心円上の各採水ますの採水量の差が少ないものであること。

［二・三　略］

［2・3　略］

（感度試験）

第十二条　［同上］

［同上］

$$t=\tau\times\log_e\left(1+\frac{\theta-\theta r}{\delta}\right)$$

t　作動時間（秒）

τ　時定数（秒）　一種にあつては五十、二種にあつては二百五十

θ　ヘッドの標示温度（度）

θr　投入前のヘッドの温度（度）

δ　気流温度と標示温度との差（度）

［新設］

（散水分布試験）

第十四条　［同上］

一　標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）は、別図二に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採水ますの採水量の平均値の分布曲線が別図三（有効散水半径（以下「r」という。）二・三のものに限る。）又は別図四（r二・六のものに限る。）に示す散水分布曲線より上にあり、全放水量の六十パーセント以上がヘッドの軸心を中心とする半径三百センチメートル（r二・三のものに限る。）又は半径三百三十センチメートル（r二・六のものに限る。）の範囲内に散水し、かつ、同心円上の各採水ますの採水量の差が少ないものであること。

［新設］

［二・三　同上］

［2・3　同上］